



皆さんは“LGBTQ”という言葉をご存知でしょうか。

松本市は令和3年4月から、「パートナーシップ宣誓制度」を長野県内の市町村で初めて導入します。今月は、LGBTQと、この新しく始まる宣誓制度について、ご紹介します。

## パートナーシップ宣誓制度 始まります



【好きになる性】  
【愛する性】



レズビアン

・・・こころの性が女性で、恋愛対象も女性



ゲイ

・・・こころの性が男性で、恋愛対象も男性



バイセクシャル

・・・恋愛対象が女性にも男性にも向く



トランスジェンダー

・・・「生まれた時の性」と「こころの性」が一致しない



クエスチョニング

・・・自分の性や恋愛対象となる性が決められない、あるいは悩んでいる

LGBTQは英語の頭文字をつなげたものです

現在、日本の法律では、戸籍上の同性同士の婚姻はできません。（男性と男性、女性と女性）

しかし、同性同士であっても、お互いを人生のパートナーとして共に生きている方も実際にいらっしゃいます。こうしたLGBTQ（性的マイノリティ）の方を対象に、お互いをパートナーとして協力し合う関係であると宣誓していただき、市が受けとめる独自のサービスが「パートナーシップ宣誓制度」です。

全国で、この制度を導入している自治体は74自治体にのぼっていて、今後も更に増加するとみられています。（令和3年1月8日時点）

### 宣誓の流れ

- Step1 松本市人権共生課<sup>\*</sup>へ電話・メールで、宣誓日を予約していただきます
- Step2 必要書類をご準備ください（住民票、戸籍抄本等、本人確認できる書類他）
- Step3 宣誓日当日は二人そろってパレア松本へお越しください  
宣誓書にお名前等をご記入いただきます
- Step4 宣誓要件を確認し、受領証・受領カードを交付いたします。費用はかかりません

<sup>\*</sup>令和3年4月1日から課名が変わります。

### 宣誓できる方の要件

- ・一方または双方が性的マイノリティのカップル
- ・双方とも成年に達していること
- ・少なくともいずれか一方が市内に住所を有している、あるいは市内への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと
- ・双方の関係が近親者でないこと（養子縁組を除く）

### 宣誓することで受けられる公共サービス

- 市営住宅への入居要件に加わる
- 松本市立病院において、親族と同様の対応をとってもらえる



松本市は性的指向や性自認に関わらず、誰もが暮らしやすいまちを目指しています。

## 女性人材リストに登録しませんか

松本市では、女性の参画が少ない審議会や委員会等へ、女性委員を積極的に登用したいと考えています。

様々な分野で活躍している女性の皆さんで、「女性人材リスト」に登録していただける方を募集しています。

条件は、市内に居住、勤務、あるいは活動の場を有する20歳以上の女性です。あなたの知識や経験を市に活かしてみませんか？ 詳細は、右下の連絡先にお問合せいただくか、松本市ホームページ内から「[松本市 女性人材リスト](#)」と、検索をお願いします。



## 今月知っておきたい言葉

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

日本語で「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。

1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議で合意された概念。子どもをいつ持つのか持たないのか、何人持つのか、思春期や更年期の健康等、生涯にわたる「性と生殖」に関する幅広い内容が含まれている。この時の会議において、それまで国や家長が決めていた性に関することは、個人に決定権があると認識された。

### アルファベットクイズの答え

No.1~6号まで登場したアルファベットをつなげると、どんな単語ができるかな？

答え：**GENDER**（ジェンダー）



## 新着図書のご紹介

パレア松本には図書コーナーがあり、どなたでも自由に本を読んだり、借りたりすることができます。今月も2冊ご紹介します。



### 『あなたの会社、その働き方は幸せですか？』

（出口治昭、上野千鶴子著、祥伝社、2020年）

「性差別が家庭に次いで一番残る分野の一つが職場」と、日本の働き方や社会についての対談内容をまとめた一冊です。同い年、大学の同窓生の2人が、自分の人生を回顧しながら大切にしてきたことにも言及します。

### 『女性の世界地図』（ジョニー・シーガー著、明石書店、2020年）

「平均寿命」「収入格差」「ネット利用格差」など、世界のあらゆることを女性と男性ごとに地図とグラフにし、30年以上前から出版している内容の最新版。世界の中での日本の立ち位置を認識するとともに、世界で起きている深刻な性差別に驚かされます。読むと残念ながら、恐ろしさを感じるかもしれません。



4月から、「**人権共生課**」に名称が変わります！

この通信は、松本市公式ホームページでも見ることができます

**Facebook もやっています！**



<編集・発行>

松本市人権・男女共生課（松本市女性センター）

〒390-0811

松本市中央 1-18-1 Mウイング3階

TEL 0263-39-1105 /FAX 0263-37-1153